

議案第42号

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、個人番号の利用に関する事務等を追加等するため必要があるからである。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用に関する条例（平成27年みよし市条例第35号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1の2の項中「給付」を「支給」に改め、同表中4の項を削り、5の項を4の項
とし、6の項を5の項とし、同表に次の2項を加える。

6 市長部局	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長部局	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長部局	ひとり親家庭等の医療費の 支給に関する事務であって 規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額又はそ の算定の基礎となる事項に関する情報 （以下「地方税関係情報」という。）で あって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年 法律第70号）、船員保険法（昭和14 年法律第73号）、私立学校教職員共済 法（昭和28年法律第245号）、国家 公務員共済組合法（昭和33年法律第1 28号）、国民健康保険法（昭和33年 法律第192号）又は地方公務員等共済 組合法（昭和37年法律第152号）を いう。）又は高齢者の医療の確保に関す

		<p>る法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長部局	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長部局	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長部局	在宅心身障害者扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
5 市長部局	難聴児補聴器購入費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 市長部局	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
7 市長部局	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(個人番号の利用範囲)			
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。			
2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。			
3以下 略			
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 略		1 略	
2 市長部局	後期高齢者福祉医療費の <u>支給</u> に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長部局	後期高齢者福祉医療費の <u>給付</u> に関する事務であって規則で定めるもの
3 略		3 略	
4 略		4 市長部局	私立幼稚園の授業料等補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 略		5 略	
6 市長部局	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	6 略	
7 市長部局	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 市長部局	ひとり親家庭等の医療費の <u>支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	1 市長部局	ひとり親家庭等の医療費の <u>支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの	2 市長部局	後期高齢者福祉医療費の <u>給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		3 市長部局	遺児手当の <u>支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		4 市長部局	私立幼稚園の授業料等補助金の <u>交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		5 市長部局	在宅心身障害者扶助費の <u>支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
		<u>貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>	<u>6 市長部局</u>	<u>難聴児補聴器購入費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>2 市長部局</u>	<u>後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>3 市長部局</u>	<u>遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>4 市長部局</u>	<u>在宅心身障害者扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>5 市長部局</u>	<u>難聴児補聴器購入費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>6 市長部局</u>	<u>子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>7 市長部局</u>	<u>障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>			